

官広第2918号

21. 3. 12

一部改正 防官広第15490号

27. 10. 1

各 局 長
各 防 衛 参 事 官 殿
衛 生 監
技 術 監

大臣官房長

防衛省本省の内部部局における部外に対する意見発表の際の手續の実施について（通知）

標記について、部外に対する意見発表の際の手續の徹底について（防官広第2916号。21. 3. 12）（以下「通達」という。）別添第4項ただし書の規定に基づき、下記のとおり定め、平成21年4月1日から施行することとしたので、これにより実施されたい。

記

- 1 防衛省本省の内部部局に所属する者（通達別添第3項に該当する者を除く。）が、職務に関係する意見を部外に対し発表する際は、別紙様式により、大臣官房広報課を通じて大臣官房長に届け出るものとする。
- 2 通達施行の際、現に官広第814号（56. 2. 23）に基づき防衛省本省の内部部局において既に届け出ているものについては、通達に基づき届出がなされたものとみなす。

〇〇年〇月〇日
(届出日)

部外に対する意見発表の届出について

大臣官房長 殿

(大臣官房広報課長気付)

官 職
氏 名

下記のとおり実施するので届け出ます。

記

- 1 発表形態
寄稿、テレビ、ラジオ出演、講演、その他 ()
- 2 寄稿する雑誌名、講演の主催者等
- 3 実施期日及び発表期日
(収録日等の実施期日は、発表期日と異なる場合に記載)
- 4 実施場所 (講演等の場所)
- 5 対象者及び予定される聴衆者数 (主催者側に確認できる範囲で可)
- 6 主題 (論文題名、講演演目等)
- 7 内容 (可能な場合、原稿・配布資料等を添付)